

令和2年第7回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令和2年12月18日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	12月18日午前9時6分宣告（第4日）
出 席 議 員	<p>1 番 岩 崎 真 滋 2 番 長 良 俊 一</p> <p>3 番 山 本 隆 史 5 番 稲 月 敏 子</p> <p>6 番 植 田 い ず み 7 番 山 口 昌 亮</p> <p>8 番 森 田 勝 9 番 山 田 仁 樹</p> <p>1 0 番 窪 和 子 1 1 番 下 中 一 郎</p> <p>1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	4 番 井 戸 太 郎
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<p>町 長 西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長 植 田 充 彦</p> <p>教 育 長 岡 弘 明</p> <p>会 計 管 理 者 大 辻 孝 司</p> <p>政 策 推 進 課 長 巳 波 規 秀</p> <p>総 務 防 災 課 長 川 西 貴 通</p> <p>税 務 課 長 橋 本 雅 至</p> <p>住 民 生 活 課 長 大 浦 孝 夫</p> <p>健 康 保 険 課 長 辰 巳 育 弘</p> <p>福 祉 こ ど も 課 長 西 岡 勝 三</p> <p>観 光 産 業 課 長 島 野 千 洋</p> <p>都 市 建 設 課 長 今 田 良 弘</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長 松 村 嘉 容</p> <p>上 下 水 道 課 長 寺 口 嘉 彦</p>
本会議に職務の ため出席した者 の職氏名	<p>議 会 事 務 局 長 西 谷 英 輝</p> <p>主 幹 高 橋 恭 世</p> <p>主 査 大 文 字 睦 美</p>
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>第1号に同じ</p> <p>承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（一 般職の職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例について）</p>

町長提出議案 の 題 目	承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について） 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について） 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について）
請 願	第1号に同じ
議員提出議案 の 題 目	発議第9号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案） 発議第10号 少人数学級の実現を求める意見書（案）
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和 2 年 第 7 回 (1 2 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

令和 2 年 1 2 月 1 8 日 (金)

午前 9 時開議

- | | | |
|-------|-----------|------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 承認第 1 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について) |
| 日程第 2 | 承認第 1 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(特別職の職員で常勤のものゝ給与および旅費に関する
条例の一部を改正する条例について) |
| 日程第 3 | 承認第 1 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例について) |
| 日程第 4 | 承認第 1 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当
に関する条例の一部を改正する条例について) |
| 日程第 5 | 請願第 1 号 | 生駒平群発電所(太陽光発電施設)送電線の町道占用・
使用の中止を求める請願書 (総務建設委員長報告) |
| 日程第 6 | 発議第 9 号 | 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書(案) |
| 日程第 7 | 発議第 1 0 号 | 少人数学級の実現を求める意見書(案) |
| 日程第 8 | | 委員会の閉会中の継続調査の件 |

再 開 （午前 9時06分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

初日の本会議において公平委員会委員に選任同意いただきました片井輝夫様、固定資産評価審査委員会委員に選任同意いただきました藤田紀彦様、教育委員会委員に任命同意いただきました堂間寛子様がお受けしたいと思っておりますので、御挨拶をお受けしたいと思います。

まず初めに、公平委員会委員の片井輝夫様、よろしく申し上げます。

○公平委員会委員（片井輝夫）

おはようございます。本日は、私、公平委員の就任に際しまして貴重なお時間を賜りまして、誠にありがとうございます。ただいま紹介にあずかりました片井輝夫と申します。

私の就任について、本議会で承認の決議を頂きまして誠にありがとうございました。私は、四十四、五年、弁護士業務をやっておりまして、また大阪地裁、簡裁等で調停委員を20年近くやっておりました。そういう経験を生かして、公平委員の職務に全うしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○議 長

ありがとうございました。

続きまして、固定資産評価審査委員会の委員の藤田紀彦様、よろしく申し上げます。

○固定資産評価審査委員会委員（藤田紀彦）

先ほど御紹介いただきました藤田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

来年は、平群町の町制50周年という非常におめでたい年でございますと同時に、3年1度の評価替えの年でもございますので、平群町の町政が非常に逼迫しているとは聞いております。具体的にはよく分かっておりませんが、そんな中で固定資産税というのが大きなウエートを占めておりまして、そういうところに関わらせていただくというのは非常に光栄であると同時に、責任感も痛感しております。頑張ってやっていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議 長

ありがとうございました。

続きまして、教育委員会の委員の堂間寛子様、よろしく願いいたします。

○教育委員会委員（堂間寛子）

皆様、おはようございます。本日は貴重な時間を頂き、ありがとうございます。ただいま紹介を頂きました堂間寛子です。どうぞよろしくお願ひいたします。

このたびは、教育委員の選任に御同意いただき、ありがとうございます。教育委員という重責を賜り、身の引き締まる思いでいっぱいです。現在、高校1年生と中学3年生の子どもがいて、平群中学校へ通っております。初めてのことで、何も分からない状態ではありますが、保護者の立場として、子ども目線で、町の教育の発展のため、お役に立てるよう努めてまいりたいと思います。議員の皆様方におかれましては御指導、御鞭撻賜りますようお願いいたします。

簡単ではございますが、就任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。

○議長

ありがとうございました。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、令和2年平群町議会第7回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。議事日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて

（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について）

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

承認第12号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第12号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。

続きまして

日程第2 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて

(特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に
関する条例の一部を改正する条例について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

承認第13号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第13号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。
続きますして

日程第3 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

承認第14号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第14号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。
続きますして

日程第4 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて

(平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末
手当に関する条例の一部を改正する条例につい
て)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

承認第15号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

今、最後に課長のほうからミスでという話ありましたけどね、毎年やってるのに、ここ数年、ずっとその人事院勧告、11月の終わり、上げるときは12月で、10日の支給とは別に支給するというふうにしてましたけど、今回引き下げるということで、臨時議会を開いてやったと。毎年やってんのに何でそうなるのかっていうのはね、やっぱりちょっと反省してもらわないと、なぜそうなったかという説明全くなかったでしょう、今。今後そのようなことのないようにというだけでしょ。なぜそういうミスが起きるのか、ちょっとやっぱりきちんと検証する必要があるんじゃないですか。その辺はどうなんですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

言われるとおりでございまして、今回、期末手当の改正ということで、これは言い訳になるんですけども、この部分が改正あったということで、例年、勤勉手当の改正が、一般職続きましたので、その辺がちょっと例年とは違うという作業があったということで、それはもう言い訳でしかすぎませんので、単なるミスということで、以後本当に気をつけて、細心のチェックをさせていただきたいと思っておりますので、申し訳ございませんでした。

○議 長

山口君。

○7 番

職員の配置の問題とか、それからですね、全国的にですけれども、公務員、

定数というより、削減という方向がいつときずっと強まって、平群町でも、正職員と同じぐらいのですね、今は会計年度任用職員ということになってますが、そういうことも問題あるんじゃないかというふうに、ここでそれ言ったってどうにもならないことですから、ちょっとその辺ね、町長やっぱりきちっとしないとね、ほかの議案のときでもそうですけど、やっぱり訂正が目立つんですよね、非常に。もうほとんどの議会、配ってから差替えがあるとか、今回差替えはなかったですけどもこういうことが起こるといようなことがあるんでね、その辺ちょっとね、条例ですから、当然それに基づいて、職員の人、議員もそうですけれども、それで給料とか決まるわけですから、そういうミスがあったら、本当はこれ、12月1日にしとかなないと、特に会計年度任用職員の方には支給が変わってくるわけですからね、やっぱりその辺はもうちょっときちっとすべきだというふうに思いますんで、ちょっとその辺、どう考えてるか、町長からも一言お願いできますか。

○議 長

町長。

○町 長

本日、追加議案として4議案を提出させていただきました。11月27日にわざわざ臨時議会を開催いただき可決をしていただいたところでございます。今回、このようになったことに対して、議員の皆さんには大変御迷惑をおかけすることになり、深くおわび申し上げます。

経緯いかんに関わらず、このような専決処分を追加議案として提出せざるを得なくなったことにつきましては、提出議案の提出権者として、大変深く遺憾に思っておるところでございます。今後は、二度とこのような事態が生じないように議案のチェックを行い、再発の防止に取り組んでまいります。誠に申し訳ございませんでした。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第15号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。

続きまして

日程第5 請願第1号 生駒平群発電所（太陽光発電施設）送電線の町道占有・使用の中止を求める請願書

についてを議題といたします。

本案については総務建設委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。総務建設委員会委員長。

○総務建設委員長（馬本隆夫）

皆さん、おはようございます。

それでは、総務建設委員会委員長報告をさせていただきます。

去る12月8日に開催された令和2年平群町議会第7回定例会の本会議において、総務建設委員会に付託を受けた請願第1号 生駒平群発電所（太陽光発電施設）送電線の町道占有・使用の中止を求める請願書について、12月9日、当委員会を開催して審議を行いました。その内容と結果を報告いたします。

なお、付託審議に先立ち、12月8日に当委員会を開催し、請願代表者2名の方より議会に出席したい旨、議長に申出があったことについて協議をし、参考人として招致することが決定されましたので、請願代表者2名と紹介議員に出席を頂きました。

請願第1号 生駒平群発電所（太陽光発電施設）送電線の町道占有・使用の中止を求める請願書。この請願の趣旨は、メガソーラー送電線の町道占有許可について、占有及び使用の中止を求めるものであります。

主な質疑では、請願者代表者に、道路占有における法の不当性について質問され、道路法及び道路交通法の規定の適用を受けることとなり、町独自では決定できない。警察署の許可が必要であり、許可条件によって制限されるとの答弁がありました。

町当局に、道路占用と道路使用の見解及び生駒平群発電所の送電線は、法的に公益性が認められるのかについて質問され、道路占用については、道路管理者の許可取得の法律がある。道路使用については、所轄の警察署の許可を受けなければならない。また、今回の事業者は電気事業法に基づく事業者であり、義務占用の対象であり、道路法第36条により申請があった場合は許可しなければならないとの答弁がありました。

請願代表者に、家電製品の電磁波の出力量について質問され、家電製品と今回の送電線の電磁波とは無関係であり、送電線等からの電磁波規制値が問題である。世界各国の規制値から比較すると、日本は200マイクロテスラと数値が高く、世界の電磁波研究では発がん性の可能性があり、日本の規制値より低いから安全とは言えないとの答弁がありました。

町当局に、子どもの電磁波による健康問題について質問され、電磁波の値からすると、通学路上での健康被害は非常に考えにくいと思うが、子どもたちの健康被害に不安を持っておられる方がおられることも事実であるため、その方々と意思疎通を図っていくことが大切であるとの答弁がありました。

請願代表者に、道路占用に同意は必要ないとの町答弁であったが、そのことについてどのように考えているのか質問され、他市町村では、道路管理者に対し同意書を提出することになっているとの答弁がありました。

町当局に、現時点で通行止め及び片側通行についての場所や期間が決定されているのか。また、申請書の中には同意書と明記されているが、現時点でもらっていないのはなぜなのかと質問され、現時点では、工事場所、時期、工事方法などは決定されていない。同意書については、通行止めに関して求めているものであり、埋設許可に対して同意を求めているものではないとの答弁がありました。

具体的に工事期間や工事方法が決まった時点で地元自治会の同意を求めると質問され、最終的には、工事区間や交通規制などが明らかになった時点で通行止めの場合は警察署長が求めるものであり、法的な位置づけはないが、警察の判断となるとの答弁がありました。

送電線埋設4ルートについては検討したのかと質問され、ルート検討は町事業ではないため、検討などは行っていないが、道路法に基づいて構造的な指導などは行っているとの答弁がありました。

道路占用許可申請書に、添付書類として同意書がなぜ明記されているのかと質問され、警察において、道路規制に関して地元同意を頂いていただきたいとのことで記載をしているとの答弁がありました。

請願代表者に、町当局の答弁に対してどのように思われるかと質問され、占

用許可と道路使用許可というのは一体のものであり、警察との協議について義務を課している。地元住民の生活道路であるため、地元の同意が必要であるべきとの答弁がありました。

今回の請願などで、住民からどのような声を聞いているのかと質問され、緊急車両の通行が妨げられることや、菊農家の方が作業する道路がほかにないこと。電磁波が発生する通学路に我が子を毎日歩かせたくないとのことで、引っ越しを考えている方がおられるとの答弁がありました。

町当局に、請願書には、一企業の自営線と明記されているが、道路法第36条の発電事業者で、義務占用の対象者として、電気やガスと同様の扱いかと質問され、この発電事業者も、電気・ガス・水道事業者と同様であるとの答弁がありました。

梨本埋設管の7万7,000ボルトについて、いつ設置されたのか、また7万7,000ボルトでは0.252マイクロテスラであったが、2万2,000ボルトではどのような電磁波が予想されるかと質問され、昭和62年3月に許可されている物件である。また、電磁波については、予測ではあるが、電圧が3分の1程度になるので、一定程度の軽減になるのではないかととの答弁がありました。

太陽光発電施設について、発電事業終了後の解体や撤去などについてどのように考えているのかと質問され、発電事業開始までに事業者と協定書を締結する予定であるとの答弁がありました。

請願代表者に、ライフラインにおける道路改修等により、公益上やむを得ない通行止めも発生するが、どのように考えているのかと質問され、やむを得ない工事であっても、道路を使用される方や周辺住民の方の判断が非常に大事であるとの答弁がありました。

町当局に、電磁波の健康被害について、経済産業省やWHOの見解や通知を含めてどのように考えているのかと質問され、経済産業省の規制基準に依拠する考えであるとの答弁がありました。

道路占用の許可に対し、法的に瑕疵があったのかと質問され、道路法に基づいて許可を出しているので、瑕疵はなかったとの答弁がありました。

討論では、請願に添えられた3,652筆は重きものと認識はするが、道路占有許可については町に瑕疵がないということである。健康被害についても、経済産業省の規定やWHOの見解から健康被害は認められないと示されたこと、また埋設送電線に関して公益性があるのかないのかが大きな相違点になっている。義務占有として、行政側は道路法第36条により許可を与えなければならないことが明確になった。また、地元住民の方々が通行止めなどになると、生

活に大きな支障を来すことは理解できるが、今後、警察協議においての指導、指示により、地元同意も含めて検討されるということが明確になった。署名の方々や地元住民の方々の思いをしっかりと受け止めて、行政には、事業者に誠意を持って説明することを指導していただきたいことをお願いして、本請願には反対する旨の討論がありました。

一方、メガソーラーについては、メディア等でも取り上げられており、住民による建設反対運動も全国で起こっている。平群町の場合、この間、議会でも問題になった事業者と行政の協定書、また今回、道路占用許可において、議会や地元住民に説明や協議もされない中で行われたこと。これは町民や議会に対して行政の不誠実な対応である。今、現時点で示されている送電線の埋設ルートについて、車両通行止め区間もあり、住民の日常生活に欠かせない生活道路が含まれている。9時から5時まで通行止めしなければならないため、緊急車両が通行できなくなるなど、多大な影響を及ぼすことが危惧されている。また、子どもたちが毎日学校に通う通学路や、幼稚園・学校の横に電磁波が発生する送電線を通すことについては、日本の規制値より低いから大丈夫ということではなく、成長する子どもたちに配慮する必要があると考える。3,600筆を超える署名は、これまで住民に対して説明会を開催していないなど、町の対応に不信と疑念を抱いていることを示しているものである。埋設送電線の町道占用はメガソーラーに関わっていることであり、住民に何の利益ももたらさないばかりか、災害や電磁波の危険、景観の破壊など、住民生活に大きな不利益をもたらすことから、本請願には賛成する旨の討論がありました。

採決の結果、請願第1号は、挙手少数により不採択すべきと決定いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました議案の審査内容と結果であります。よって総務建設委員会委員長報告といたします。

令和2年12月18日
総務建設委員会
委員長 馬 本 隆 夫

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

それでは、これより請願第1号 生駒平群発電所（太陽光発電施設）送電線の町道占用・使用の中止を求める請願書の委員長報告に対する質疑に入ります。窪君。

○10番

1点、町当局のほうにお尋ねをさせていただきたいと思います。

3,600筆を超える署名を提出されておられますが、町内、また町外の方々がいらっしゃると思うんですが、正確な人数をお尋ねしたいと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、ただいまの請願に対する署名について、詳細な数字について御報告申し上げます。

署名数合計が3,652筆でございます。そのうち、紙の署名が3,225筆、内訳として、町外が498筆、町内が2,727筆でございます。

続いて、ネットによる署名がございます。ネット署名は427筆、内訳としまして、町外の署名が421筆、町内が6筆でございます。

以上でございます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。岩崎君。

○1番

生駒平群発電所（太陽光発電施設）送電線の町道占用・使用の中止を求める請願書について、反対の立場で討論させていただきます。

この請願書における送電線の町道占用及び使用に対して、地元住民の同意は法的には必要ではなく、また電磁波による健康被害への懸念についても、平群町内の既存の埋設送電線から発せられる電磁波の数値を見ると、経済産業省が発表している健康被害が出るとされている数値基準200マイクロテスラを大きく下回る0.252マイクロテスラと低い数値が出ており、埋設することの安全基準も満たしていると認識しています。また、今議会中に開かれた総務建設委員会では、住民の生命と財産を守るという観点から、法を遵守し進めていくと、町行政の答弁もありました。

よって、私は本請願書に反対させていただきます。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。植田君。

○ 6 番

私は、今回の請願第1号については、賛成の立場で討論させていただきます。

メガソーラーの建設問題はメディアなどでも取り上げられています。住民による建設反対の運動が全国でも起こっています。平群町の場合、このような大きな問題を、議会や地元住民に説明や協議もされない中で協定書が結ばれる、あるいは送電線埋設での道路占用の許可が出されたことは、議会や町民に対してあまりにも私は不誠実だと考えます。今回の送電線の埋設ルートの中には、住民の日常生活に欠かせない生活道路が9時から17時まで通行止めになることによる、生活や仕事への支障や、また緊急車両、消防車や救急車等の通行ができなくなる危険など、多大な影響を及ぼしかねないことへの不安が多く聞かれています。

また、子どもたちが毎日通う通学路や、幼稚園、また学校などの横を電磁波が発生する送電線を通すことに、子どもたちへの健康に全く何の配慮もしないルートの決定が行われたことには怒りを禁じ得ません。電磁波は基準内で問題はないという声がありますが、基準があるということは、人体に何らかの影響を及ぼすことが認められるということで、体の小さい子どもたちが毎日通る通学路の下にそのような危険なものを埋設してほしくないとの保護者の思いも当然であると思います。

また、日本の基準値は、世界に比べてあまりにも緩いということを私は考えています。地方自治法で、地方自治体の責務は、住民の生命や財産を守り、福祉の増進を図ることだと言われています。町長も最近出されたビラの中に、住民の生命や財産を守ることは最大の責務だというふうにも書かれています。そういう意味では、3,600筆を超える署名は重く受け止めるべきだと考えます。

また、いまだに町として、このような住民の不安に対して説明会を開催していない不誠実な対応にも住民が不信感を募らせているということも事実です。住民に何の利益をもたらさないばかりか、災害や電磁波の危険、景観の破壊など、住民生活に大きな不利益をもたらしかねないことから、今回の送電線の町道占用・使用の中止を求める請願については賛成をいたします。

以上です。

○ 議 長

ほかにございませんか。山本君。

○ 3 番

生駒平群発電所（太陽光発電施設）送電線の町道占用・使用の中止を求める

請願書について、反対の立場で討論いたします。

初めに、この請願書を提出されるに当たり、3, 652筆、ただいま御説明がありましたが、町内で計算しますと2, 734筆になろうかと思いますが、その署名を西脇町長のほうへ提出されたことは大変重く受け止めております。

まず、請願理由の2番目に、「高圧電線敷設による恒常的な電磁波による健康被害の恐れがあること」と記載されていましたが、町の見解では、国が無電柱化を推奨していることから危険ではないとの答弁を本会議の初日に頂いております。

次に、総務建設委員会で御用意していただきました資料の中で、世界での電磁波研究論文等ですね、電磁波の強さと白血病になる倍率の説明を受けましたが、平群町の現状に、はてさて当てはめてよいのか、いささか不明確な数字ではありました。また、同資料の下段に、これになりますけども、赤字で、「規定値よりはるかに低いから安全とは言えません」とあり、参考人はですね、危ないものは危ないので、危険を回避するのは行政の責務、法が全てではないとの見解でしたが、私は、法を遵守し、法の下で生活することが当然であり、感情論で判断すべきではないと考えています。

今回のメガソーラー建設については、住民の皆様へ情報提供が遅れたことについては反省していただかなければなりません、そこは今後は改善する必要があります。町が何らかの法を犯していることは、今回は認められず、町が出した許可は合法であると私は判断いたしました。

よって、この請願書には反対といたします。

○議長

ほかにございませんか。稲月君。

○5番

私は、本請願に対して、賛成をする立場で討論をいたします。

この本請願にある送電線の地下埋設については、北小学校、そして北幼稚園に隣接をする道路である。また、通学路にもなる町道に2万2,000ボルトの高圧電線を通すというルート、これを町が許可を出し、既に3月から道路使用料を徴収しているという信じがたい状況にもなっています。

同じメガソーラー建設を、全国的にもあちこちで実施がされています。それに対する反対運動も多いということは、これまでもる、ほかの方々から述べられているところでもあります。

その一つに、京都府の相楽郡南山城村、ここでもメガソーラーの建設が計画がなされ、今現在建設中であるということも聞いております。ここは、櫛原の2倍近くの開発地域、ここで工事をしております。ここについての計画、2倍

近くの建設面積ではありますけれども、その高圧電線については、平群町と同じ2万2,000ボルトという電線を通すということで、この電線を小学校に隣接する道路を使って送電線を埋設して、その近辺に変電所を造るという、そして送電するというような計画が出されていきました。しかしながら、これについては、当然住民の子どもたちへの電磁波による健康被害の問題を中心にして、絶対に学校施設のそばにそういうものを通すなど、こういう住民の声がありました。その結果ですね、行政も判断をしました。その結果、計画が変えられて、全く違う道路を通す、学校の近くは絶対に通さないということで業者が計画変更をしまして、今進んでいるそうでございます。変電所も遠く離れたところに、三重県側に持っていく。ここは三重県と京都の境のところにあるわけですが、三重県側に持って行って小学校とは離す、このような判断がされたという事実があります。このことについては、以前、平群中学校に長らく奉職をされた橋本先生から直接聞かせてもらったことでもありますし、これはネット上でもきちんと報告の文書なり、新聞報道なども出されているところでございます。

同じ法律です。日本の国の規制値も変わらないはずですが、それでも、そういう判断をする。学校のそばには通さない、子どもたちの健康を守っていくという立場から、同じ法の下であっても、法を守るという立場だけではなくて、より一層子どもたちの健康を守っていく立場からこのような判断がされているという現状ははっきりあるわけです。このような考える例があるということもしっかり認識をしていただきたい。法は、永遠とその数値であるわけではありません。変わるんです。それは、国民の健康の被害の実態、それから学説、こういったところが合わさって変えていく、変えていかなければならないものであるし、どんどんよいものに変更していく、そういうものがあるわけですね。例えば、私たちも経験をしました1960年、1970年代における大気汚染も随分基準値が変わってまいりました。そのことから考え合わせても、今の平群町の判断は、私は間違っているというふうに思います。

次代を担う子どもたちの健康を守るための最大限の判断をやはりしていただきたい、この上からも、私は今回のこの請願については賛成をいたします。子どもたちの健康を守り、住民の生きる権利を守る、本当に大切にし、重要と考えて、きっぱりと今回の送電線埋設に関する使用許可については見直す判断をすべきと考え、本請願には賛成をさせていただきます。

○議 長

ほかにございませんか。山田君。

○9 番

請願第1号については、反対の立場で討論をさせていただきます。

委員会の中で明らかになった部分の一つとして、道路使用・占用についての考え方の中で、公共性についてどう考えるかが1番の御意見であったように見受けられました。道路占用許可については、道路法32条に従って道路管理者が許可するものであり、道路使用許可については、道路交通法77条に従って所轄の警察署長が許可するものですが、今回の占用許可は、総延長が3キロメートルと長い占用申請であり、通行止めが必要な期間、場所が現状では明確にすることができず、その都度、工事期間、場所を示した上で、エリアごとに警察と協議すること及び通行止めが必要な場合は、警察との協議により、地元同意等指導されることが明らかになり、請願書④の事業者の地元自治会への説明会も実施されておらず、住民不在となっていると明記されている内容は失当と言えます。当該申請事業者は、公共性、公益性がある発電事業者として、経済産業省で認められた義務占用の対象である事業者であることとなっており、道路法36条により、道路管理者である町行政としても占用許可を与えなければならないと明記されております。

請願書⑥では、「送電は、一企業の自営線」とありますが、申請事業者は義務占用の対象事業者であり、関西電力や大阪ガスといった企業と同等に扱わなければならないことも明白となりました。

また、請願書①について、委員会の中でも、通行止め等による支障として、緊急時の救急車や消防自動車が行き通じないという心配の意見もありましたが、道路使用における通行止め等の際は、迂回路等、緊急時の対応、歩行者への配慮も協議の上、消防署にも事前に報告、通知されており、水道工事や道路改修、道路舗装工事と大きな遜色ないものと考えざるを得ず、請願書③についても、農繁期等の対応も含め、農業従事者と協議の上、進めれば問題ないと考えます。

そのほか、請願書⑤の、「多くの代替案があるにも関わらず」という疑問点について、国においては、無電柱化の推進に関する法律も制定されていることや、町としては、その他の手法、経路について、指導、強制することはできないということも明らかになりました。また、請願書②として、電磁波について、健康被害のおそれについて心配されていることも明記されており、請願者の方より、健康被害について、たくさんの学者からの指摘についても説明いただきましたが、WHO（世界保健機関）による健康リスク評価では、短期的影響として、国際的ガイドラインを守っていれば悪影響はない、そう明記され、長期的影響としても、小児白血病に関する証拠は、因果関係とみなせるほど強いものではないとされており、最新の科学的知見に基づき、ふだんの生活の中で浴びる磁界のガイドライン値を200マイクロテスラとするとしています。その上

で、日本の経済産業省が示しているガイドラインとしても200マイクロテスラとされ、現在、梨本地区にある、昭和62年頃設置された関電による埋設送電線7万7,000ボルトの地上での電磁波は0.252マイクロテスラであるとの報告もあり、今回占用申請されている埋設送電線2万2,000ボルトでは、それ以下の電磁波になると予想される状況であることも明らかになりました。

現在の日本の基準値より数段低い電磁波レベルであり、日常使用されている電化製品と比較しても、製品によっては比較にならない電磁波の値であることが予想される今回の埋設送電線に関し、3,600筆を超える署名は重く受け止めなければならず、健康被害を心配されるお気持ちは一定理解できますが、これらのことで占用許可申請を却下、無効とすることは、行政手続上、不服申立て等の観点から見ても問題があると思われれます。

以上のことより、行政においては、今後も事業者に対して、地元住民の方々や関係する方々に誠意を持って丁寧に説明いただくことを御指導いただくことをお願いを申し上げ、本請願には反対とする討論とさせていただきます。

○議長

山口君。

○7番

いろいろと討論されてますけれども、この間ずっと議論してきて、この問題全体でね、この請願については送電線のこと为中心ですけども、この請願に反対された意見、もう今二つ、3人の方から聞かしていただきましたけれども、基本的には法を守ってると、こういうふうに言うのが、町がそういうふうにはっきりと断言したから、それを信用されてのことだというふうに思うんですが、先ほど植田議員からもありましたが、法が全てではない。全てではないというのはおかしいですけども、行政とは何ぞやというのがね、私は一つ抜けてるんじゃないかというふうに思うんです。

もう言うまでもないと思いますが、住民の福祉増進が地方自治の本旨であります。町長はじめ職員の方々は、平群町住民、今1万8,700人ぐらいですけども、この住民の命、暮らしに責任を持つということで行政をやられてるわけです。その行政がよって立つところはどこかといえば、平群町の住民の皆さんです。その皆さんから出ている声、その声に対して、こういう法律にのってやってるから全部オーケーなんだということで本当にいいのかっていうのをね、私はやっぱり、町長はじめ行政の皆さんは疑問に持つべきだと思うんです。

ここに長野県木曾町の、ここは条例を制定されたところですけどもね、こ

これは道路占用だけじゃないですけども、さっき稲月議員から南山城村の事例が出ましたけども、そういうふうに、行政が住民のいろんな不安な思い、そういうものにきちんと耳を傾けてやるならば、今度の送電線の問題でも、もっとほかの方法があるんじゃないかというようなことで業者と話し合いはできるんですよ。現に、南山城村でできて平群町でできないはずはないわけです。ここしかないというふうに向こうから出されたものをそのままただ受け付けているだけです。ましてや町長は、中立とか、業者に対しても住民に対しても公平にやるんだと、法の下に公平にやるんだっておっしゃってるわけです。公平って何なんですか。ただ単にあっちが言ってることを聞き、こっちが言ってることを聞き、それだけですか。そこで調整するとかいう考えもないのですか。

義務占用については、私はちょっと疑問を持っています。ただ、だから義務占用、だから絶対そうでなければならぬということはないんですよ。行政として何ぼでもそういう話是可以するし、指導もできるはずなんです。でも、平群町のこの間の態度は、一切、事業者に対して指導などと呼べるようなものは何もやってないじゃないですか。自らの様式に同意書が必要と書きながら、同意書なんか要らないと言い切る、そんな自治体、どこかにありますか。だから私は一昨日の一般質問でもお二人の声を取り上げて読ませていただきましたけども、そういう声が、本当に真面目に、真剣に健康被害とか子どもの成長とか考えてる若いお母さん2人からですね、こんな町要らないっていう声が出てくるわけですよ。それは何かと言えば、町の姿勢なんですよ、根本は。法に基づいて、例えば裁判になって、平群町がそれをやらないと言ったら裁判になって負けることだってあるんじゃないでしょうか。しかしですよ、住民の声を、その声をきちっと受け止めて行政としてどうするかというのが一番大事なんです。私は議会も一緒だと思っています。法で大丈夫だと言ってるから、瑕疵がないから、この請願は通す必要ないんだというのは、私はちょっと違う。住民の負託を受けてってよくおっしゃいますけども、負託を受けてやってるんなら、その住民の皆さんの声にしっかり耳を傾けて、それを事業者ときちっと話をする、3者でもいいですし、いろんな話をする。その中でどういう方向が見いだせるかというのを考えるのが行政の仕事じゃないんですか。この間、それないじゃないですか、指導してる、指導してるって言ってるけれども。

今度の送電線の問題が、それが一番如実に現われてますよ。ほかにルートあるんですよ。被害は少ないという、それもそういう意見あるでしょうし多いでしょうし。しかし、若いお母ちゃん方、子どもを通学路として使わしてるお母ちゃん方の立場から言えば、そうじゃないんですよ。足し算だとおっしゃった。そこでちょっと受けるだけじゃないんです。たばこのようにですね、自分でそ

の被害は分かってても吸う場合もある。

たばこで言えば、もともとたばこで中立なんて言い出したら、たばこを売ってる日本たばこや平群町内の小売業者さん。今この平群町ではですよ、庁舎の敷地内では禁煙、学校も敷地内では禁煙、これじゃあ、たばこ屋さんから言わせれば、営業妨害じゃないですか。それでも、法律で健康増進法というのがあるってそうなるわけですけどけれども、それ一つ取ったって、徐々に法律は変わっていきますし、そして国民全体の意識も変わっていくから、たばこはできるだけ、受動喫煙も含めてそういうふうになってきてるわけですけどけれども、横に話それました。

そのように、行政としてやれることはまだまだいっぱいあるのに、いや法律でこうだから、こんでええんですわみたいなやり方が本当にいいんですか。議会でも、住民から上がってきたそういう請願をね、いやみんな真面目に考えるから真面目に討論もし、反対、賛成言ってるわけですけどけれども、私はやっぱりもうちょっとしっかり住民の声に耳を傾けた行政、議会であるべきだというふうに思いますので、この請願はね、そのことが通るかどうかは別にして、請願そのものは住民の声を受け止めるためにも、私は賛成すべきだというふうに強く思ってます。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。窪君。

○10番

生駒平群発電所（太陽光発電施設）送電線の町道占用・使用の中止を求める請願書には反対の立場で討論させていただきます。

今回のメガソーラー建設計画については、櫛原地区の広域農道沿い、西側の山林約48ヘクタールを造成して太陽光パネル約6万枚を敷設する事業として進められておりますが、この事業者は、経済産業省より、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、さらに奈良県より宅地造成規制法と森林法の許可を受けて実施される事業であり、地元櫛原自治会の同意を得て進められております。

今回の請願書面の内容では、特に町道3キロの高圧線が埋められるのは危険であるとの御指摘であり、12月8日の本会議初日に私も質問させていただきましたが、既に昭和62年3月に許可された梨本の関西電力平群変電所から上庄の関西電力送電鉄塔間には、送電電圧7万7,000ボルトの送電線が1.3キロの間を1.2メートル程度の深さで埋設されており、測量されている電磁波は0.252マイクロテスラであるということです。経産省の電気設備に関する基準を定める省令の国の規制値が200マイクロテスラ以下であること

で、国の基準が守られているとの答弁でありました。今回の計画は、櫛原の造成地から平群変電所までの約3キロの間に、送電電圧2万2,000ボルトの送電線を町道に埋設するもので、単純には電圧が約3分の1になり、電磁波は低減すると予測しているとの説明がありました。

また、電磁界情報センター等では、送電線は、地中埋設するほうが磁界の低減効果があるとのことでもあります。今回の請願の署名は、今もおっしゃられたように、重く受け止めなければならないと私も感じておりますが、今回の請願の趣旨であるメガソーラー送電線の町道占用及び使用の中止を求めることについては、道路法に基づき、町は全線の道路占用許可をし、今後は、工事区間ごとに改めて道路占用並びに掘削許可申請をされ、同時に警察に道路使用許可を取得されるものであり、道路法、道路交通法、電気事業法など、法的に何ら問題がないと認識をいたしました。

ただ、道路使用に当たっては、通行止め等で生活の不便をできるだけ軽減できるようにしっかり協議が必要であります。また、リスクを感じられておられる方々にも丁寧に、正確な説明が必要であります。町としても、事業者と協定を締結をされますが、住民の皆様が心配されている内容については実効性を担保していただくことをお願いし、住民の御不安を払拭できるよう配慮を求め、この請願書に対する反対討論とさせていただきます。

○議長

ほかにございませんか。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより請願第1号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は不採択であります。したがって、原案について採決をいたします。請願第1号 生駒平群発電所（太陽光発電施設）送電線の町道占用・使用の中止を求める請願書について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。よって、請願第1号 生駒平群発電所（太陽光発電施設）

設) 送電線の町道占用・使用の中止を求める請願書は不採択とすることに決定しました。

10時25分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時14分)

再 開 (午前10時25分)

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

続きまして

日程第6 発議第9号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書(案)
を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第9号

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和2年12月18日

提出者 窪 和 子

賛成者 長 良 俊 一

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書(案)

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となった。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、

1 回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

そこで、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないよう十分配慮すること。具体的には、「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4 不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。窪君。

○10番

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読していただきましたが、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かりました。保険適用外の体外受精や顕微授精は1回当たり数十万円の費用がかかり、何度も繰り返すことが多いため、費用総額が300万円を超えるケースが増加をしております。不妊治療を行う人々が抱える様々な不安の中で、経済的負担のウエートが非常に大きく、さらに身体的負担や精神的負担、時間的負担といった課題が山積をしており、政府は不妊

治療の保険適用に向け、今大きく動き出しましたが、不妊治療を行う人々が今後も安心して治療に取り組むことができるよう、保険適用の拡大を強く求める意見書でございます。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。どうか皆様には御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第9号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第9号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）については原案どおり関係行政庁へ送付することに決定いたしました。

続きまして

日程第7 発議第10号 少人数学級の実現を求める意見書（案）
についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第10号

少人数学級の実現を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和2年12月18日

提出者 植 田 いずみ

賛成者 山 口 昌 亮

〃 稲 月 敏 子

少人数学級の実現を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの第三波が広がる中、第一波の時に感染症対策として全国的に実施した3か月にわたる学校の休業。再開後、国立成育医療研究センターの「コロナ×こどもアンケート」などで明らかになったのは、「学校に行けない」「外で遊べない」「勉強が心配」など、子どもたちの不安が強まっていることでした。子どもたちの不安を受け止める手厚い教育が求められています。

しかし実際には、分散登校は学校再開直後の一時期だけで、現在では通常登校と通常人数の授業に戻っています。しかも、学校休業に伴う授業の遅れを取り戻すため7時間授業や土曜日授業、夏休み短縮など、過度な詰め込みが子どもたちに新たなストレスを広げてきました。

こうした状況下にあって、7月3日には全国知事会など地方三団体が「現在の40人学級では、感染症予防のために児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難」として、少人数学級の実現へ「教員の確保が是非とも必要」と求める提言を発表しました。さらに文部科学大臣も「少人数の有効性を深掘りしたい」（7月22日衆議院文部科学委員会）と、義務教育標準法の見直しに前向きな発言をしています。7月30日には全国小学校長会、全日本中学校長会など、きめ細かな指導が可能になる少人数学級の検討を文部科学省に求めました。

また、中央教育審議会や教育再生会議においても少人数学級の検討が打ち出されています。OECD加盟国中最低となっている日本の教育予算水準をOECD平均並みに引き上げ、教員の配置を大幅に増やすことは、学校での感染症予防と子どもに寄り添うゆきとどいた教育の実現に欠かせない課題です。

よって政府及び国会は、小中学校の全学年で30人以下の少人数学級を早急に実現されることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。植田君。

○6番

今、事務局長のほうから読み上げいただきました。意見書の中にも書かせていただきましたが、コロナウイルスの第3波が広がる中、集団生活を送る学校施設の感染リスクをできるだけ排除していくことが大切です。この9月議会で20人程度の少人数学級を求める意見書を出させていただきましたが、30人程度の少人数学級の基準が現実的だとの反対意見などがあり、否決となりました。

今、国のほうでは、この少人数学級、25年度までに1クラス35人ということが言われています。5年間かけて35人ということでは、今のこのコロナの広がる中でですね、あまりにも私は、そのスピード感も遅いですし、小学校だけに限るとい部分でも、言わば、それでいいのかというのが多くの教育関係者などからの声も聞かれているところがございます。そういう意味では、スピード感を持ってですね、早急に子どもたちの学校生活が安全・安心な教育環境で送れることへの改善が必要なことから、ぜひこの意見書を、皆さんの賛同の下に、国に対して行っていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第10号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第10号 少人数学級の実現を求める意見書（案）については原案どおり関係行政庁へ送付することに決定いたしました。

続きますして

日程第8 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いします。町長。

○町 長

令和2年第7回12月定例議会閉会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

12月8日より本日まで11日間の会期におきまして慎重審議いただき、追加議案を含めまして、全ての上程議案につきまして議決、承認、同意を賜り、厚く御礼申し上げます。議員各位におかれましては、今年1年間、町政への様々な御助言や御指導、御鞭撻を頂き、誠にありがとうございました。

今年は、新型コロナウイルス感染症という未知のウイルス出現に、誰もが大きな不安と苦難を強いられた1年でありました。当たり前にあった日常生活が一変し、距離を保って密を避けるという新しい生活様式が打ち出されました。コロナ禍で先行きが不透明な中、住民の生活にも大きな影響をもたらしており、平群町では、国より、地方創生臨時交付金の交付を受けて、経済対策や生活支援としての町独自の施策を実施してまいりました。引き続き、今後、町民の皆さんにとって何が必要な支援かを常に考えて、効果的な施策を講じてまいりたいと考えております。

さて、今議会におきましても、平群町が置かれている財政状況を鑑み、議員の皆様より多くの貴重な御意見や御提案を頂きました。平群町では多くの課題が山積しております。特に財政状況につきましては、重症警報が奈良県より発令されるなど、危機的な状況に直面しており、財政の健全化が今の平群町にとって優先事項であると認識をいたしております。現在、令和3年度の予算編成作業を進めておりますが、緊縮型の予算編成にはなりますが、職員一人一人が知恵を出し、汗を流し、最少の経費で最大の効果を発揮し、町民の皆様の期待に応えられるように、職員とともに努力してまいります。

議員各位におかれましても、この危機を乗り越え、輝かしい夢の未来を築き上げるといふ共通の目標の下、御理解を頂き、全面的な御協力をお願い申し上げる次第でございます。

今年も残すところ僅かになり、令和2年も終わり、新しい年を迎えるところでございます。令和3年2月1日には、昭和46年に平群町が誕生してから50年を迎える記念の年でもあります。これまでの本町の発展の礎を築いてこられた先人たちの功績に思いをはせる、よい節目でもあります。来年が本町や住民の皆様、議員の皆様にとりましても明るい希望に満ちた1年でありますように、また一日も早いコロナ禍の収束と皆様方の御健康、御多幸を祈念申し上げます。

これをもちまして、12月議会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これをもって令和2年平群町議会第7回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午前10時40分)